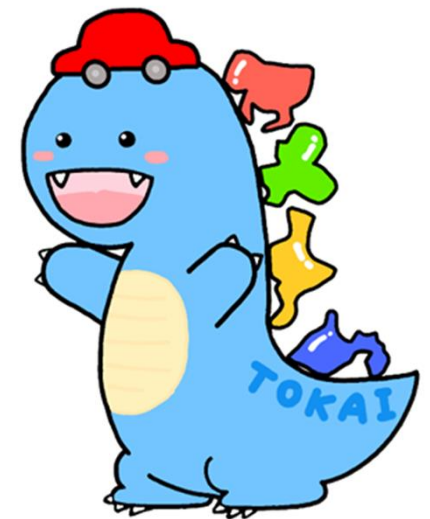


# 前払式支払手段にかかる諸手続きのポイント

1. 変更届出書
2. 基準日報告書
3. 払戻手続
4. 電子申請・届出システム
5. FAQ

令和8年4月  
東海財務局金融監督第4課



プリカ 手続きの概要

公衆縦覧

届出・登録

- ・自家型発行者名簿(法第6条)
- ・第三者型発行者登録簿(法第9条第3項)

廃止まで繰り返す

- ・ **変更届出書**(法第5条第3項、法第11条)【P2～P14】
  - ※ 名簿・登録簿の記載事項に変更があった場合に**遅滞なく提出**
- ・ **基準日報告書**(「発行の業務に関する報告書」)(法第23条、府令第47条)【P15～P17】
  - ※ 毎年度の基準日(3月31日・9月30日)時点の発行額・回収額・未使用残高等を、当該基準日の翌日から2月以内(5月31日・11月30日まで)に提出
- ・ **発行保証金の供託**(法第14条、府令第24条)【P18】

廃止が決まったら・・・  
【P19～P29】

- ・ **払戻しの手続等に係る報告書** (GLⅢ-2-3(1))
- ・ **発行の業務の廃止等届出書** (法第33条第1項、府令第53条)
- ・ **払戻し公告届出書** (法第20条第2項、府令第41条第7項)
- ・ **払戻し完了報告書** (法第20条第1項、府令第41条第8項)
- ・ **発行保証金取戻承認申請書** (法第18条、令第9条、規則第1条第1項)

法・・・資金決済に関する法律  
 令・・・資金決済に関する法律施行令  
 府令・・・前払式支払手段に関する内閣府令

規則・・・前払式支払手段発行保証金規則  
 GL・・・事務ガイドライン第3分冊5

※ **事務ガイドラインの参照先** (金融庁HP) : <https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/index.html>  
 各種届出・報告様式の参照先(金融庁HP) : <https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/shinseiyoushiki.html>

# 1. 変更届出書について

## (自家型の様式)

当局へ提出する書類は全て『東海財務局長』あて

## (第三者型の様式)

別紙様式第2号 (第12条第1項関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 - )

届出者 住 所

電話番号 ( ) -

商 号  
又は名称

氏 名  
(法人等にあつては、代表者の氏名)

変 更 届 出 書

下記の事項について変更しましたので、資金決済に関する法律第5条第1項の規定により届け出ます。

記

変 更 年 月 日	変 更 に 係 る 事 項	
	変 更 後	変 更 前

別紙様式第11号 (第20条第1項、附則第6条関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 - )

住 所

電話番号 ( ) -

商 号  
又は名称

代表者の  
役職氏名

出 書

下記の事項について変更しましたので、資金決済に関する法律第11条第1項の規定により届け出ます。

記

変 更 年 月 日	変 更 に 係 る 事 項	
	変 更 後	変 更 前

提出する日を記載

変更届の提出に必要なもの

- ① 変更届出書
- ② 変更後の変更面
- ③ 添付書類(※P14のチェックリストを参照)

記載方法は次頁参照  
※変更内容が多い場合は、次頁のように別紙を作成する

(記載上の注意)

1. 法第5条第1項又は第3項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、当該届出書に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。
2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
3. 前払式支払手段の発行届出書の第2面以後に係る変更届出については、当該変更事項を修正した新たな頁を添付すること。

(記載上の注意)

1. 法第8条第1項の登録申請書又は法第11条第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。
2. 主たる営業所又は事務所の所在地を他の財務(支)局長の管轄する区域に変更した場合においては、従前に交付を受けた別紙様式第9号(第17条関係)の登録済通知書を添付すること。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
4. 登録申請書の第2面以後に係る変更届出については、当該変更事項を修正した新たな頁を添付すること。

# 《変更事項の記載例》

## ※ 自家型・第三者型共通

変更年月日	変更に係る事項	
	変更後	変更前
令和7年2月1日 令和7年2月1日 令和7年2月1日	(第2面) 5. 役員 取締役 財務花子 監査役 東海一郎	(新規) 取締役 大蔵太郎 取締役 東海一郎 (削除)
令和7年3月1日	6. 連絡先 〇〇プリカお客様相談窓口 052-951-2995	(新規)
令和7年2月15日	(第3面) 7. 営業所 〇〇支店 電話番号 052-123-9876	電話番号 052-123-4567
令和7年2月28日	(第4面) 払戻し完了	(削除) △△商品券
令和7年3月1日	新規発行 〇〇プリカ	(新規)
令和7年3月8日	支払可能金額等の変更 ××カード 上限なし	10万円
令和7年3月1日	(第5面) (2) 前払式支払手段発行に係る約款、説明書及びこれらに類する書面(別添) 〇〇プリカ利用者約款	(新規)
令和7年3月1日	(3) 業務委託状況 A株式会社 〇〇プリカにかかるICカード製造	(新規)
	(第6面) 〇〇プリカに係る概要図	(新規)
令和7年2月28日 令和7年3月1日	(第7面) 〇〇プリカ	(削除) △△商品券 (新規)

「変更後」欄及び「変更前」欄には、**該当する面と変更する事項を明記する**  
(例)「(第2面)5. 役員…」

変更内容が、追加・削除の場合：**追加**の場合は**変更前欄に(新規)**、**削除**の場合は**変更後欄に(削除)**と記載する

(様式第2号、第11号・変更届出書)  
営業所の変更を、別紙一覧表のとおり(任意様式)として提出する場合は、**朱書き等により変更箇所が分かる資料を添付する**  
(変更面)  
備付けの登録簿の変更面と差替えるため、変更面自体は朱書きしない

複数枚となる面について、一部の頁のみに変更がある場合は、**当該変更面の修正により前後の面の行ずれが発生していないか確認する**  
特に一覧表形式の場合に注意する

第2面の変更がある場合 ※変更箇所以外は、変更前の登録・届出内容と一致させる

法人登記簿と一致しているか  
を確認のうえ記載する

(自家型の様式)

(第2面)

1. 法人・個人 その他の別	法 人	個 人	そ の 他
2. 住 所	郵便番号 ( ) 電話番号 ( )		
3. 商 又 は 名 称	(ふりがな)		
4. 氏 名	(ふりがな)		
5. 資本金又は 出資の額	千円		
6. 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先			
営業所又は事務所の 所 在 地	(郵便番号 ( ))		
連 絡 先	電話番号 ( )		

電話番号やメールアドレスなど

(記載上の注意)

1. 「法人・個人・その他の別」は、該当する者に○印を付けること。
2. 「住所」は、法人にあっては登記すべき本店の所在地を、個人にあっては現住所（現住所において前払式支払手段の発行の業務を行っていない場合には、前払式支払手段の発行の業務に係る主たる営業所又は事務所の所在地）を記載すること。
3. 「商号又は名称」は、法人にあっては登記簿上の商号又は名称を、個人にあっては、商号登記をしている場合はその商号又は名称を、商号登記をしていない場合は屋号その他名称を記載すること。
4. 「氏名」は、法人の場合には代表者又は管理人の氏名を記載すること。また、婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
5. 「資本金又は出資の額」は、届出者が法人の場合に記載すること。

- ・前払式支払手段に記載している苦情・相談先を**すべて記載**
- ・メールのみで受付けている場合は、**メールアドレス**を記載

(第三者型の様式)

(第2面)

※ 登 録 番 号	財 務 ( 支 ) 局 長 第 号 ( 年 月 日 )
1. 商 又 は 名 称	(ふりがな)
2. 代 表 者 の 名 氏	(ふりがな)
3. 住 所	(郵便番号 ( )) 電話番号 ( ) ( ))
4. 資 本 金 又 は 出 資 の 額	千円
5. 役 員	
(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称	役 職 名
6. 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先	
営業所又は事務所の 所 在 地	(郵便番号 ( ))
連 絡 先	電話番号 ( )

電話番号やメールアドレスなど

(記載上の注意)

1. 登録申請の際は、※「登録番号」には、記載しないこと。
2. 「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
3. 「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
4. 役員について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。
5. 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「代表者の氏名」又は「役員」の欄に括弧書で併せて記載することができる。



# 第4面の変更がある場合 ※変更箇所以外は、変更前の登録・届出内容と一致させる

## (自家型の様式)

(第4面)

### 8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用できる期間又は期限
-------------	------------	------	---------	-------------

## (第三者型の様式)

(第4面)

### 8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用範囲等	使用できる期間又は期限
-------------	------------	------	---------	-------	-------------

- ・発行中の前払式支払手段をその種類・仕様ごとに記載する(次頁参照)
- ・未使用残高がある前払式支払手段はすべて記載が必要
  - ※発行(販売)を終了し、回収のみを行っているものも記載が必要
  - ※使用期限が切れたため削除する場合は変更届出書が必要
- ・「(第5面)約款」「(第7面)券面」等で情報提供している内容と合っているか確認が必要
- ・ほかに発行している前払式支払手段(未記載)はないか、社内全体で確認する
- ・なお、使用期限が6カ月を超えないもの等法の適用除外であるものは記載しない

★下記の場合は速やかに当局へご相談ください。

- ・アプリ機能の追加
- ・クレジットカードとの連携

(記載上の注意)

1. 「前払式支払手段の仕様等」は、金額又は金額以外の物品等の数量表示の別、残高減算型又は引換え型の別及び加算型の場合はその旨を記載すること。
2. 「発行価格」は、販売価格を記載すること。
3. 「使用できる期間又は期限」は、物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられている場合に、前払式支払手段の種類ごとに当該期間又は期限を記載すること。
4. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

1. 「前払式支払手段の仕様等」は、金額又は金額以外の物品等の数量表示の別、残高減算型又は引換え型の別及び加算型の場合はその旨を記載すること。
2. 「発行価格」は、販売価格を記載すること。
3. 「使用範囲等」は、前払式支払手段を使用できる加盟店について記載すること。
4. 「使用できる期間又は期限」は、物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられている場合に、前払式支払手段の種類ごとに当該期間又は期限を記載すること。
5. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

- ① 金額表示 or 数量表示
- ② 引換型 or 減算型
- ③ 加算型の場合はその旨

①～③の  
該当する  
項目を記  
載する

サーバ型、IC型、磁気型は、記録される金額の上限を記載

前払式支払手段の様 の等	前払式支払手段の 名称	発行価格	支払可能金額等	使用範囲等	使用できる 期間又は期限
<b>サーバ型・IC型・磁気型・紙型の別を記載</b>					
(サーバ型) ポイント表示 残高加減算型	〇〇ゲームポイント	10,000円=12,500ポイント 1,000円=1,000ポイント 100円=80ポイント	月額購入限度額 100,000ポイント 累積保有限度額 1,000,000ポイント	〇〇サイトで提供している ゲーム内	最終購入日または最終利用日から3年間
(IC型) 金額表示 残高加減算型	〇〇ペイメントカード	2000円(デポジット500円を含む) 1,000円以上1,000円単位で入金可能	入金上限金額 20,000円	「〇〇(ロゴ)」が表示されている加盟店	最終の残高変動日の翌日から起算して10年間
(磁気型) 金額表示 残高減算型	〇〇ギフトカード	1,000円	1,100円	利用者約款のとおり	無期限
(紙型) 金額表示引換型 (令和〇年発行終了)	〇〇商品券	1,000円 10,000円 (1000円×11枚)	1,000円 11,000円	別紙のとおり	令和7年12月31日まで
数量表示引換型	〇〇コーヒーチケット	3,000円 (チケット11枚)	コーヒー11杯 (350円×11枚)	〇〇コーヒーの直営店及びFC全店	発行日から6か月経過した日の月末

プレミアム(割増分)がある場合は、プレミアム(割増分)を含んだ金額を記載

第5面の変更がある場合 ※変更箇所以外は、変更前の登録・届出内容と一致させる

(自家型の様式)

(第三者型の様式)

(第5面)

(2) 前払式支払手段発行に係る約款、説明書又はこれらに類する書面 **(別添)**

(3) 業務委託状況

受託者の名称	業務委託内容

(第5面)

(2) 前払式支払手段発行に係る約款、説明書又はこれらに類する書面 **(別添)**

(3) 業務委託状況

受託者の名称	業務委託内容

**該当なし**

・利用約款がある場合は別添書類として添付  
 ・利用約款がない場合は(別添)を2重線で消し、「該当なし」と記載

- ・プリカの製造から回収までの業務で、**発行者以外に行わせているもの**を記載
  - ・**第6面概要図の記載内容(受託者名・委託業務)**と一致させる
  - ・受託者の名称等に変更があった場合も変更届出書の提出が必要
  - ・新規業務委託先については、業務委託契約書等を添付資料として提出する
  - ・再委託先は記載不要
- 《記載例》
- |          |                        |
|----------|------------------------|
| (受託者の名称) | (業務委託内容)               |
| A 株式会社   | … 前払式支払手段の印刷           |
| B 株式会社   | … システム管理               |
| C 株式会社   | … 前払式支払手段の販売及び収納代行業務   |
| D 株式会社   | … コールセンター(苦情・相談受付窓口)   |
| E 株式会社   | … 加盟店の管理・資金決済(第三者型の場合) |

(記載上の注意)

1. 業務委託状況は、前払式支払手段の発行(印刷)及び資金決済を委託している場合に、前払式支払手段の約款等に記載すること。  
 2. 業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

(記載上の注意)

2. 業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

**(自家型の様式)**

(第6面)

(4) 発行、資金決済の概要図

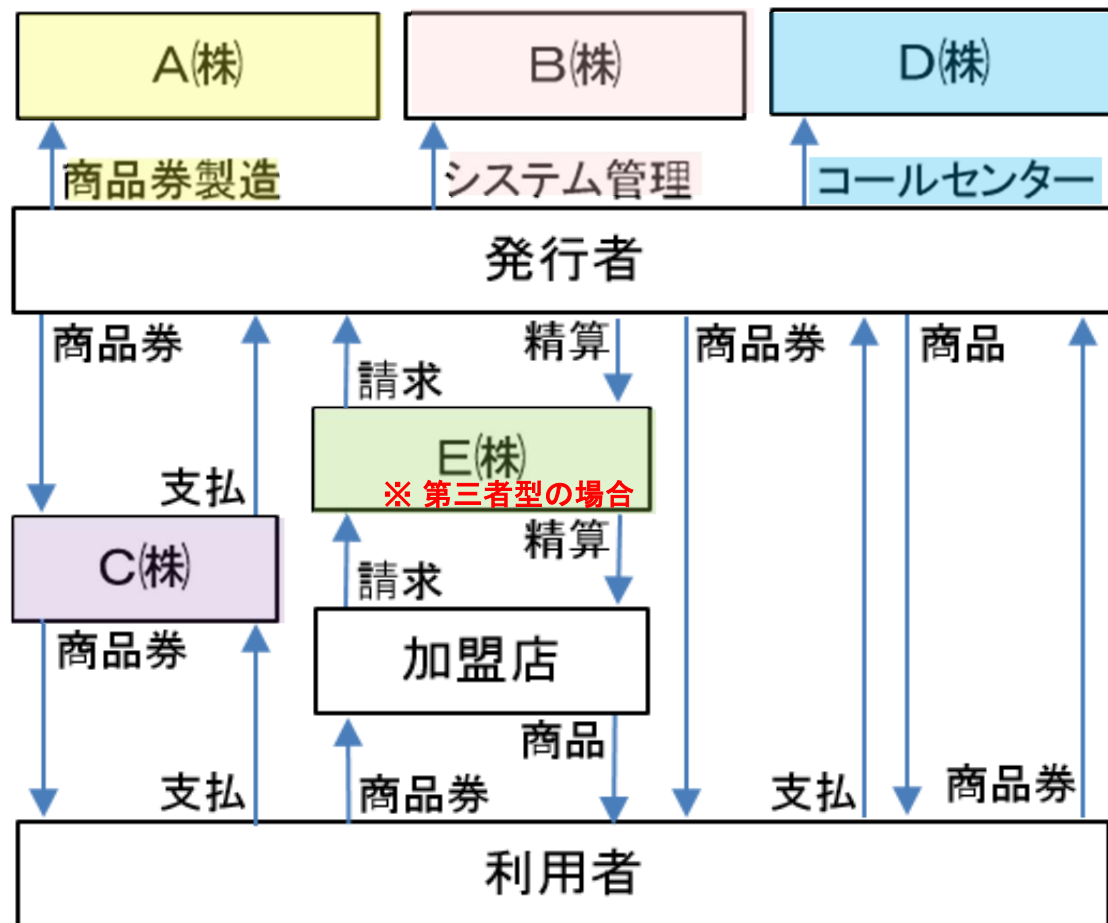
**(第三者型の様式)**

(第6面)

(4) 発行、資金決済の概要図

- ・プリカの発行から資金決済までのサイクルを図示
- ・第5面の受託者名を図示(第5面の業務委託状況との整合性を確認する)

《記載例》



(記載上の注意)

前払式支払手段発行者、令第3条第1項に規定する密接な関係を有する者、業務受託者及び前払式支払手段購入者の間における発行及び資金決済の形態を、前払式支払手段の種類ごとに簡略に図示すること。

(記載上の注意)

前払式支払手段発行者、業務受託者、加盟店及び前払式支払手段購入者の間における発行及び資金決済の形態を、前払式支払手段の種類ごとに簡略に図示すること。

(自家型の様式)

(第7面)

(5) 前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し

(第三者型の様式)

(第7面)

(5) 前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し

・ 第4面の内容と一致させる

・(提出例)

【商品券・カード等(利用者へ交付する場合)】…表と裏のコピー

【アプリ・WEB等(利用者が画面上に表示するもの)】…情報提供画面のスクリーンショット(決済画面への経路もすべてスクリーンショットして添付)

・表示事項は以下のとおり(券面の表示スペースが限られる場合には、約款等への記載も可)

商号等 支払可能金額(入金上限額)

有効期限(記載のない場合は無期限の取扱いとなる)

苦情、相談先の住所及び電話番号又はメールアドレス

利用可能場所 利用上の注意点

未使用残高確認方法(紙型以外)

約款がある場合は、その旨(HP等の案内)

未使用残高の2分の1以上の発行保証金の保全、発行保証金による優先弁済の権利について、発行保証金の保全内容

無権限取引等への対応・補償

(記)

1. 券面から当該事項を削除する。  
2. 第21条第2項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段である場合は、当該前払式支払手段の内容を確認できる情報(法第13条第1項各号に掲げる事項に関する情報)を表示した電子機器の画面を印刷したもの等を貼付すること。

1. 券面から当該事項を削除する。  
2. 第21条第2項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段である場合は、当該前払式支払手段の内容を確認できる情報(法第13条第1項各号に掲げる事項に関する情報)を表示した電子機器の画面を印刷したもの等を貼付すること。

## 第7面の変更がある場合(その2)

(カード裏面)

## ≪記載例①≫

- ・このカードで1,100円分の商品をご購入いただけます。
- ・有効期限はありません。
- ・換金はできません。
- ・ご利用いただける店舗は、利用約款でご確認ください。
- ・このカードの残高は、各店舗レジカウンターにおいて確認できます。
- ・詳しくは利用約款をご覧ください。利用約款は当社各店舗又は当社ホームページでご覧いただけます。
- ・本カードは折り曲げたり、汚したり、磁気に近づけたりしないでください。
- ・利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した損失について、当社は一切の責任を負いません。
- ・利用者は、発行保証金の範囲内で優先弁済を受ける権利を有します。

発行者：〇〇株式会社

お問い合わせ：〒460-0000 名古屋市中区〇〇町1-2-3 〇〇事業部 TEL052(000)0000

## ≪記載例②≫ 【〇〇ゲームポイントに関する資金決済法に基づく情報提供】

- 1.商号 〇〇株式会社
- 2.支払可能金額等 月額購入限度額 100,000ポイント 累積保有限度額 1,000,000ポイント
- 3.有効期限 最終購入又は利用日から〇年間。
- 4.利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先  
名古屋市中区〇〇町1-2-3 TEL:052-000-0000 e-mail:〇〇@〇〇.co.jp
- 5.使用することができる施設又は場所の範囲 〇〇サイトで提供しているゲーム内にご利用いただけます。
- 6.利用上の必要な注意
  - ・ポイントを第三者に譲渡することはできません。
  - ・サービスを終了する場合を除き、原則として、購入後の払戻しはできません
- 7.未使用残高を知ることができる方法 〇〇サイトの残高確認ページにおいてご確認ください。
- 8.詳しくは利用約款をご覧ください。約款はこちらからご覧ください。

第8面の変更がある場合 ※変更箇所以外は、変更前の登録・届出内容と一致させる

**(自家型の様式)** (第8面)

9. 令第3条第1項に規定する発行者と密接な関係を有する者

該当する前払式支払手段の名称	商号又は名称	氏名	住所	事業の種類	密接な関係の内容
<p>・議決権の過半数を保有しているなどの関係(例:発行者(個人)の親族である場合、法人がほかの法人の過半数の議決権を持つ場合、個人が法人の過半数の議決権を持つ場合、過半数の議決権を相互に持つ法人同士等)</p> <p>・該当がない場合は空欄とせず「<b>該当なし</b>」と記載</p>					
<p>密接な関係を証する書面の添付が必要 (戸籍謄本、株主名簿、有価証券報告書 等)</p>					
<p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「氏名」は、法人等の場合には代表者又は管理人の氏名を記載すること。</li> <li>「密接な関係の内容」は、令第3条第1項各号のうち該当するものを記載すること。</li> <li>前払式支払手段の種類ごとに作成すること。</li> <li>記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。</li> </ol>					

**(第三者型の様式)** (第8面)

9. 主要株主の氏名、商号又は名称

(ふりがな) 氏名、商号又は名称	保有する議決権の数	割合
	個	%
<p>・該当者がいない場合は空欄とせず「<b>該当なし</b>」と記載</p>		

株主又は社員の名簿(府令別紙様式第8号)の添付が必要  
 ※上記名簿に記載された者のうち、**議決権が10%以上の者について記載する**

- (注)
- 「主要株主」とは、第15条第1号に規定する主要株主をいう。
  - 「議決権」とは、第15条第1号に規定する議決権をいう。
  - 保有する議決権の数の多い順序に従い作成すること。
  - 「割合」とは、保有する議決権の数の第15条第1号に規定する総株主等の議決権の数に対する百分比をいう。
  - 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

**(自家型の様式)**

(第9面)

10. 発行者の他にしている事業の種類

- ・定款、法人登記簿との整合性を確認
- ・現に行っている主要な事業を記載
- ・日本標準産業分類基準表細分類の名称で記載
- ・ほかに行っている事業がないときは「**該当なし**」と記載

(記載上の注意)

日本標準産業分類基準表細分類により記載すること。

11. 加入する認定資金決済事業者協会の名称

加入していない場合は、空欄ではなく「**該当なし**」と記載

**(第三者型の様式)**

(第9面)

10. 発行者の他にしている事業の種類

11. 加入する認定資金決済事業者協会の名称

12. 令第5条第1項第2号ニに規定する預貯金を預け入れる銀行等の商号又は名称及び所在地

(ふりがな) 銀行等の 商号又は 名称	
所在地	(郵便番号 - ) 電話番号 ( ) -

(記載上の注意)

発行者が一般社団法人等で、令第5条第1項第2号ニに規定する預貯金が登録申請者を名義人とする口座において保有されることが当該登録申請者の定める規則に記載されている場合に記載すること。



## 2. 基準日報告書について

別紙様式第23号(第47条第1項関係)

(日本工業規格 A 4)  
(第 1 面)  
年 月 日

財務(支)局長 殿

※登録番号 財務(支)局長 第 号  
(郵便番号 - )  
住 所 電話番号( ) -  
商 号 又は名称  
氏 名  
(法人等にあっては、代表者の役職氏名)

前払式支払手段の発行に関する報告書

基準日: 年2回  
3月31日、9月30日

### 1. 発行等の概要

基準日	※日付更新 年 月 日
基準期間	基準期間: 4月1日 年 9月30日 もしくは 10月1日 ~ 3月31日 年 月 日まで
前基準日未使用残高	円
基準期間の発行額	円
基準期間の回収額	円
基準日未使用残高 うち(法附則第11条第4項の供託対象外未使用残高)	( 円 )
基準日未使用残高に係る発行保証金の額	円

・当該基準日の翌日以降速やかに提出する  
【提出期限】5月31日、11月30日

前回報告した「基準日未使用残高」を転記  
※数量表示プリカの場合は、前回の基準日以降に価格の変更があった場合、新価格での算出が必要(洗い替え)。  
(例) 1回200円×100枚→1回230円×100枚

・基準期間ごとに発行額、回収額を記載  
・第2面の発行額、回収額、未使用残高の合計と一致する  
・税法による収益(いわゆる退蔵益)を回収額に計上し、未使用残高から控除することはできない(GL I-2-1(2))  
※会計処理と資金決済法上の処理は異なる

※洗い替えを行った場合は以下について記載した資料を添付  
・価格変動の理由  
・洗い替え前と後の価格で前基準日未使用残高を算出し、その差額を算出したもの

・現に行っている発行保証金額を記載(要供託額(基準日未使用残高の1/2)に満たない場合は、追加供託等が必要)  
・第3面と整合性がとれているか

2. 前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類別の状況

(単位:円)

前払式支払手段 の仕様等	前払式支払手段 の名称	支払可能金額	基準期間		未使用残高
			発行額	回収額	
	(紙型)				
	(磁気型)				
	(IC型)				
	(サーバ型)				
			小計	小計	小計
			<	>	
【法附則第11条第4項該当の前払式支払手段】					
	(紙型)				
	(磁気型)				
	(IC型)				
	(サーバ型)				
			小計	小計	小計

名簿、登録簿の**第4面**  
(P6参照)の**種類**と一  
致する

- ・実際に利用者が利用できる金額(価値)を記載※プレミアム(割増分)を含める
- ・無償配布分(プレミアム・割増分)については、利用者が有償分と見分けがつかない場合は、無償発行額を計上する
- ・ボリュームディスカウントがある場合で、単価ごとの未使用残高を利用者に提示していない場合は、**最も高い単価**で換算
- ・数量表示型プリカは、**基準日時点の定価**(複数の価格がある場合は**最も高い価格**)で金額換算

【**決算書**提出の注意点】

- ・BS、P/L(各注記)を提出
  - ・本決算を提出(中間決算ではない)
  - ・単体決算を提出(連結決算ではない)
  - ・前回提出していても添付が必要
- ※法令上、**決算書**は基準日報告書の添付書類

- ・おつりや磁気不良などで払戻した前払式支払手段は、発行額の減額ではなく、**回収額**に計上※マイナス表示になることはありません
- ・有効期限が到来した金額も、回収額に計上

< >に、利用者が利用した金額以外の回収額(有効期限が到来した金額、おつりや磁気不良などで払戻した金額等)を内書きで記載

5. 法第11条第4項に規定する前払式支払手段の発行日から次の通常基準日までの期間であるときは、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間を「基準期間」とし、これに応じた「発行額」及び「回収額」を記載すること。

6. 不要な字句は消して使用する。

# 基準日報告書(第3面)

(第3面)

## 3. 現に供託している発行保証金の内容(供託所名 )

### イ. 金銭の場合

供託番号	供託金	供託者名
	円	

### ロ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

### ハ. 振替国債の場合

供託番号	銘柄	柄金	額	評価率	評価額
			円	%	円

(記載上の注意)

- 「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。
- 法第14条第1項に基づき、新たに供託を行った場合は、供託書正本の写しを添付すること。

## 4. 現に締結している発行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

(記載上の注意)

従前の発行保証金保全契約の内容を変更又は更新した場合は、契約書又はその旨を証する書面の写しを添付すること。

## 5. 現に締結している発行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 (年月日現在)

(記載上の注意)

信託契約前払式支払手段発行者は、信託会社等が発行する基準日における信託財産の額を証明する書面の写しを添付すること。

要供託額(基準日における未使用残高の1/2)に足りない場合は、速やかに法務局にて手続きを行う  
 ※新たに供託した場合は、基準日報告書に**供託書正本の写し**を添付する

**振替国債が償還した場合**、「イ. 金銭の場合」に記載し、新たな供託番号を証する書面を添付

- 発行保証金保全契約届出書等(P18参照)を併せて提出
- 契約相手方:法令の要件(令第8条)を満たす者  
**自動更新の場合**
  - ①利息計算書の提出が必要
  - ②次回基準日までの保全契約の内容を下記記載例のとおり記載する  
 (例1)当該基準日を含む契約と更新後の契約について併記  
 (例2)更新後の契約のみ記載  
 (例3)更新後に減額する場合等、金融機関に契約年月日及び契約対象期間についても確認

# 発行保証金保全契約届出書・保全契約解除届出書

別紙様式第13号（第30条関係）

（日本産業規格A4）

別紙様式第14号（第33条関係）

（日本産業規格A4）

月29日

号  
)

## 《契約内容》

- ・常に要供託額以上の保全がなされること
  - ・9月末基準の場合は**5月末日まで**、3月末基準日の場合は**11月末日まで**保証期間が必要
  - ・発行者が次の基準日に供託しなかった場合に、金融機関が当局の命令を受けたときは、**発行者のために供託する旨の規定があること**
- ※保全契約の内容は**法令の要件（令第7条、府令第30条の2）を満たすこと**

商号  
又は名称  
氏名  
(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

など

## 発行保証金保全契約全部解除届出書

前払式支払手段に関する内閣府令第33条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

## 発行保証金保全契約届出書

資金決済に関する法律第15条の規定により**契約書の写しを添えて**下記のとおり届け出ます。

記

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
〇〇銀行株式会社	令和●年●月●日	令和●年●月●日 令和〇年〇月〇日	80,000,000円

(記載上の注意)

1. 第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。
2. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及びび名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及びび名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及びび名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及びび名のみを記載することができる。

記

1. 届出の理由  
基準日未使用残高の1/2を超える保全契約の解除

2. 解除しようとする発行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
〇〇銀行株式会社	令和●年●月●日	令和●年●月●日 令和〇年〇月〇日	100,000,000円

3. 上記2. の発行保証金保全契約の解除予定年月日

令和6年11月29日

(記載上の注意)

1. 第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。
2. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及びび名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及びび名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及びび名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及びび名のみを記載することができる。

### 3. 払戻手続について

#### 原則

前払式支払手段発行者は、法令に掲げる場合を除き、その発行する前払式支払手段について、保有者に払戻しをしてはならない。  
(法第20条第5項)


#### 義務

前払式支払手段発行者は、次のいずれかに該当するときは、前払式支払手段の保有者に、残高を払い戻さなければならない。  
(法第20条第1項)

- ・ 前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合
- ・ 第三者型発行者が登録を取り消されたとき

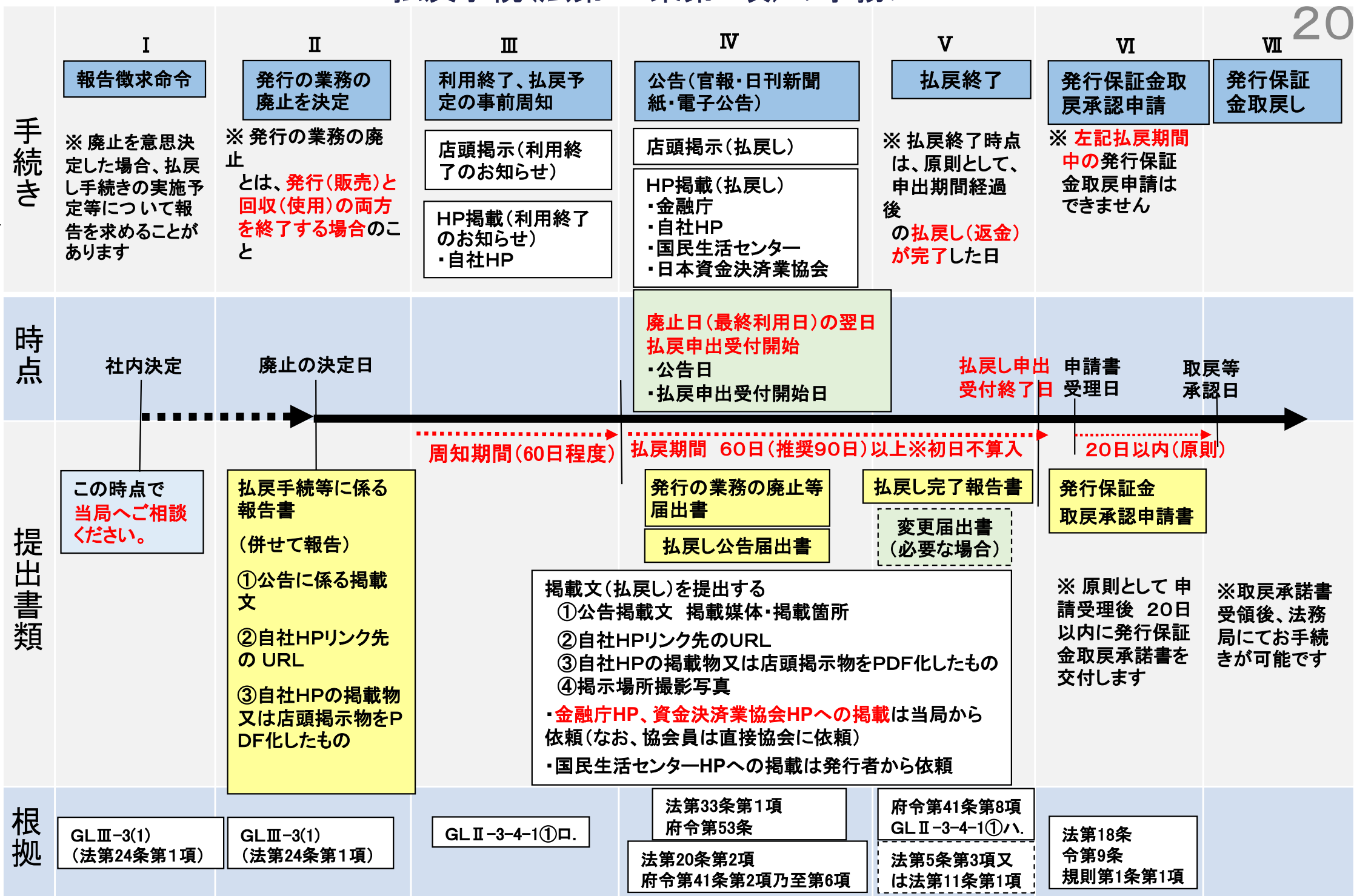
「発行の業務の廃止」とは、前払式支払手段の発行（販売）及び回収（利用）の双方を取りやめる場合を指し、単に新規発行（販売）のみを取りやめるだけの場合は含まない。

#### 例外

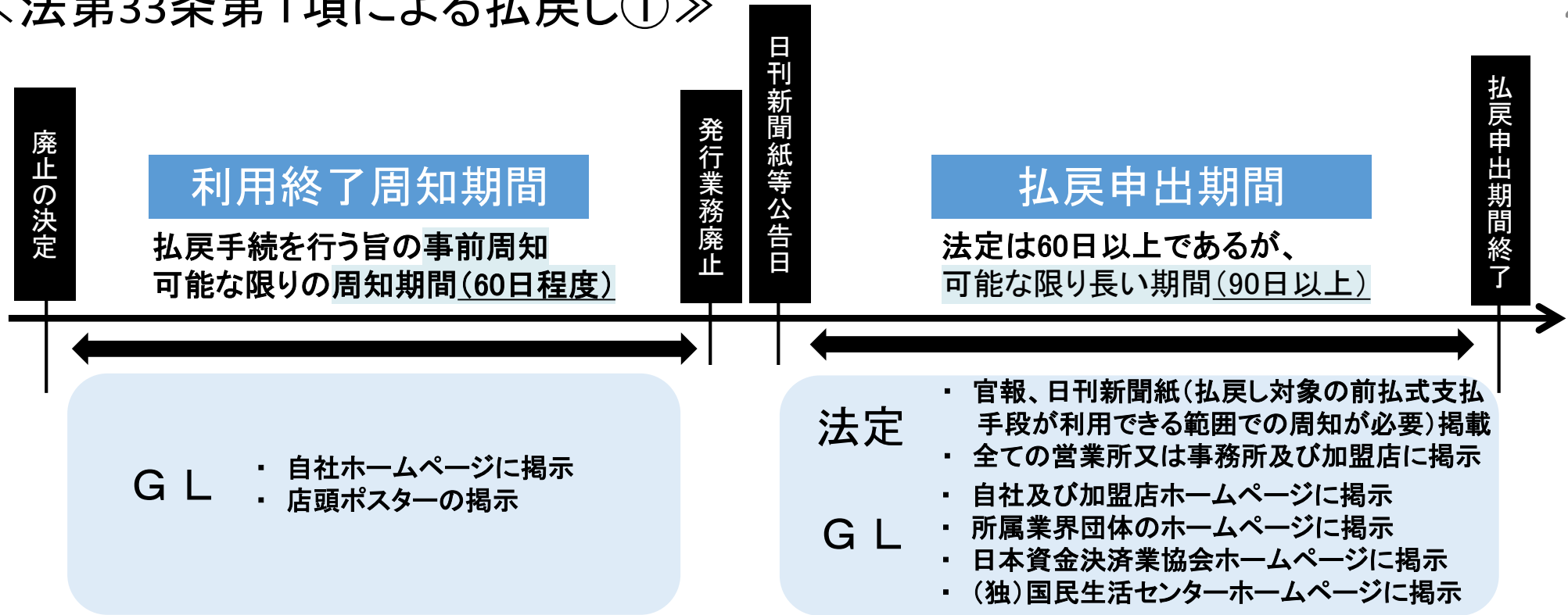
払戻金額が少額である場合その他の前払式支払手段の発行の業務の健全な運営に支障が生ずるおそれがない場合は、この限りではない。  
(法第20条第5項但書き  P32)

### 3. 払戻手続きについて

### 払戻手続(法第20条第1項)の事務フロー



# 《法第33条第1項による払戻し①》



- 利用機会を一定期間確保する観点から、利用終了日を決定した場合には、すみやかに自社HPや店頭ポスターの掲示等により利用終了の事前周知。
- 法定及びガイドライン(GL)上の掲示に加え、金融庁のホームページにも掲載。
- 基本的には、廃止日の翌日に新聞公告のうえ、払戻手続を開始。
- 公告日から払戻申出期間終了までに有効期限が到来する場合、公告日の未使用残高を払戻す必要。
- 払戻しに係る法定の申出期間の60日は最低限の申出期間であり、利用方法、利用範囲や未使用残高を勘案した十分な申出期間を設定する必要。

## 《法第33条第1項による払戻し②》

- 払戻しを行うときは、官報・日刊新聞紙又は電子公告により公告しなければならない。  
(府令第41条第2項)
- 全ての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に掲示が必要。  
(府令第41条第3項)
- 新聞公告は、払戻手続きの対象となるプリカを使用することができる施設の所在する都道府県をすべて網羅する形で行う必要がある。  
(GL II-3-4-1①イ.)

### 公告、掲示事項

- ・ 払戻しをする旨
- ・ 前払式支払手段発行者の商号等
- ・ 前払式支払手段の種類
- ・ 前払式支払手段の保有者は、**60日※を下らない一定の期間内に申出をすべきこと**
  - ※ 初日は**不算入**
- ・ **申出をしない前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥※されるべきこと**
  - ※ あくまでも**資金決済法上の取扱い**(☞P28)
- ・ 払戻しに関する問い合わせに応ずる営業所又は事務所の連絡先
- ・ 申出の方法、払戻しの方法
- ・ その他払戻しの手続きに関し参考となるべき事項

日刊新聞紙等に公告

全ての営業所、加盟店に掲示

# 払戻しの手続等に係る報告書①

別紙様式17 (ひな型)

(日本産業規格 A 4)  
年 月 日

東海財務局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長第 号  
住所 (514-2221)  
電話番号 ( ) -  
氏名、商号又は名称  
代表者の  
氏 名  
※連絡先、商号又は名称及び氏名に変更があった  
場合は、財務(支)局長にその旨連絡願います。

## 払戻しの手続等に係る報告書

払戻しの手続の実施予定について、下記のとおり報告します。

記

### 1. 払戻しの手続の対象となる前払式支払手段の種類及び残高

前払式支払手段の種類	直近未使用残高 (令和●年9月30日基準日)
●●カード	12,340,000 (円)

### 2. 前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部の廃止を決定した日等

廃止決定年月日	令和●年10月1日
廃止年月日	令和●年12月1日

### 3. 官報公告、新聞公告、営業所・加盟店等における掲示(公告・掲示予定日、掲載新聞紙等)

	公告の方法、掲載予定日	掲載新聞紙・ウェブ アドレス、場所等
公告	令和●年12月15日 掲載予定	○○新聞(朝刊)(●● 県版)添付(①)

払戻し手続を行うことが**決まった時点で提出**  
 ※ なお、提出時点で未定の事項は「**未定**」と記載し、  
 決定次第、追記したものを**追加提出**する。  
 (例) 第1報、第2報、最終報

廃止決定日の**直前**の基準日未使用残高

取締役会等の**意思決定機関**での**決定日**などを  
記載

廃止するプリカの**最終利用日**を記載

「**官報**、**○○新聞(朝刊)**、**全国版(又は△△県版)**、**電子公告(ウェブアドレスも記載)**」等と記載

## 払戻しの手続等に係る報告書②

営業所・加盟店等における掲示	令和●年12月15日 ～令和7年2月28日	各店頭掲示(添付②)
その他の手段	令和●年12月15日掲載	当社ホームページ(添付③)
その他の手段	令和●年12月15日付で 掲載依頼	一般社団法人日本資金決済業協会ホームページ

(記載上の注意)

- ・公告の方法には、官報公告、日刊新聞紙による公告又は電子公告のいずれであるかを記載すること。
- ・その他の手段には、電子公告以外でウェブサイトでの掲示等を行う場合記載すること。
- ・場所等については、掲載した新聞紙の配付地域及びポスター等の掲示場所等について記載すること。

4. 内閣府令第41条第3項に規定する全ての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に、適切に掲示するための措置として想定されるもの

令和●年12月15日に〇〇新聞に掲載(添付①)。同日全店舗において、掲示物(添付②)を店頭に掲示する。また、当社ホームページに掲載(添付③)し、併せて一般社団法人日本資金決済業協会ホームページへの掲載を依頼する。

(記載上の注意)

加盟店に対する払戻しの手続の周知方法や手続開始後の実施状況の把握を行うための措置を記載すること。

5. 払戻しに係る前払式支払手段保有者の申出期間及び払戻しの方法

- ①申出期間: 令和●年●月●日～令和●年●月●日
- ②申出の方法: 各店舗の店頭にも●●カードを持参
- ③払戻しの方法(振込み又は現金交付の別、先着順全額払又は後日全額払の別 等): 申込者の指定する金融機関口座に振込(後日全額払い)  
振込手数料は当社の負担

6. その他払戻しの手続に関し参考となる事項

利用終了の周知期間: 令和●年●月●日～令和●年●月●日  
利用終了の周知方法: 全店舗に店頭掲示、及び当社ホームページに掲載

(記載上の注意)

利用終了の周知の期間、方法等について記載すること。

7. 添付資料

添付① 〇〇新聞公告案 (令和●年●月●日掲載)

添付② 店頭掲示物 (令和●年●月●日～掲載)

添付③ ホームページ (令和●年●月●日配信)

利用終了  
周知期間  
を記載

### 《その他の手段の記載例》

- ・自社HPに掲載
- ・自社LINEからの配信
- ・加盟店HP、国民生活センターHP、日本資金決済業協会等の加盟業界団体HPに掲載を依頼 など

### 《留意事項》

- ① 申出期間は、「〇年〇月〇日～〇年△月△日」等と記載し、必ず**60日以上(初日不算入)**を確保した期間とする
- ② 直接持込み以外の方法(郵送受付・ホームページでの受付等)があれば併せて記載する
- ③ 振込手数料・郵送料の負担(自社負担・発行者負担の別)についても記載する

【例】申出期間終了後、残高に郵送料を加えた金額を指定口座に振込み

# 払戻し公告届出書

別紙様式第18号(第41条第7項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

**新聞公告後、速やかに提出**

財務(支)局長 殿

届出者 ※登録番号 財務(支)局長 第 号

住所(郵便番号)

電話番号( ) —

商号又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

払 戻 し 公 告 届 出 書

年 月 日付で下記の方法により前払式支払手段の払戻しを行う旨の公告を行ったので、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第7項各号に掲げる書類を添付して、同項の規定により届け出ます。

記

公告の方法

(記載上の注意)

1. 第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。
2. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
3. 「公告の方法」には、公告を掲載した官報の日付、日刊新聞紙の名称又は会社法第2条第34号に規定する電子公告を行ったウェブサイトのほか、掲示方法及び第41条第4項に規定する情報提供を行った場合はその旨を記載すること。

## 《記載例》

### ・公告

○月○日付○新聞朝刊○県版○面  
(別添1 新聞写)

### ・掲示

(別添2 掲示物、掲示場所撮影写真)

### (参考)

公告及び掲示に加え、次の機関に情報提供を行うこと

・国民生活センター(別添3 送信状写)

・協会員については、日本資金決済業協会  
(別添4 送信状写)

# 発行の業務の廃止等届出書

別紙様式第27号（第53条第1項関係）

（日本産業規格A4）

（第1面）

年 月 日

（第2面）

財務（支）局長 殿

届出者 住所 (郵便番号 - )  
 電話番号 ( ) -  
 商号  
 又は名称  
 氏名  
 (法人等にあっては、代表者の役職氏名)

発行の業務の廃止等届出書

資金決済に関する法律第33条第1項の規定により届け出ます。

記

1. 氏名又は商号若しくは名称	
2. 自家型発行者の場合 届出年月日	
3. 第三者型発行者の場合 登録年月日 ※登録番号	財務（支）局長 第 号
4. 届出事由	
5. 廃止等年月日	
6. 発行の業務の全部又は一部廃止の場合は、その理由 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	
7. 発行の業務の全部又は一部廃止の場合は、廃止する前払式支払手段の内容 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	

8. 事業譲渡等の事由により発行の業務を廃止したときは、当該承継の方法及びその承継先 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	
9. 届出者と発行者との関係	

（記載上の注意）

1. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄及び「1.氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 「届出事由」は、法第33条第1項の事由を記載すること。
3. 「全部 一部」は、該当のものにレ点を付すこと。

**前頁の払戻し公告届出書と同時期に提出**

**提出日ではなく、当局が受理した日となるため、金融庁のHPにおいて確認の上、記載。**

《記載例》

・前払式支払手段の発行の業務の一部(全部)を廃止等

廃止するプリカの最終利用日

〇〇〇により発行業務の全部(一部)を廃止するため

名簿、登録簿第4面に記載されたプリカの名称や内容等、**廃止するプリカの種類を特定できる事項**

# 払戻し完了報告書(第1面)

別紙様式第19号 (第41条第8項関係)

(日本産業規格A4)  
(第1面)

令和 年 月 日

東海財務局長 殿

※登録番号 財務(支)局長 第 号  
住所 ( )  
電話番号 ( )  
商号又は名称 氏 名  
(法人等にあっては、代表者の役職氏名)

## 払戻し完了報告書

前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第8項の規定により報告します。

### 記

1. 払戻しが完了した前払式支払手段の名称	〇〇カード (磁気型)
2. 第41条第1項各号に掲げる合計額等 <b>払戻しをしたプリカ (上記1.に記載) について記載する</b>	1号イ 15,000,000 円
	1号ロ 0 円
	(第1号合計額) 15,000,000 円
	2号イ 3,000,000 円
	2号ロ 0 円
(第2号合計額) 3,000,000 円	
(第1号合計額) から (第2号合計額) を控除した額	12,000,000 円
3. 第40条第2項各号に掲げる合計額等 ※払戻し手続終了後に保証金取戻し申請を予定している場合のみ記載 <b>払戻し手続が終了した日に【保有する全てのプリカ分】の未使用残高を記載する</b>	1号イ 40,000,000 円
	1号ロ 5,000,000 円
	(第1号合計額) 45,000,000 円
	2号イ 16,000,000 円
	2号ロ 0 円
(第2号合計額) 16,000,000 円	
(第1号合計額) から (第2号合計額) を控除した額	29,000,000 円
4. 払戻しを行う旨の掲示をした期間	令和●年12月15日から令和●年2月28日
5. 申出をした前払式支払手段の保有者の数	〇〇名

**全ての払戻しが完了後に提出**  
※郵送受付分等の処理も含めて全ての返金処理が完了後に提出  
※種類ごとに記載(複数の種類について払戻を行った場合は、表を追加する)

【設例】磁気型とサーバ型の2種類を発行している発行者が、磁気型の廃止を決定し、直前の基準日(9月30日)の後(12月15日)に公告し、次の基準日(3月31日)が到来する前に払戻しを完了した場合

1号イ 公告日(下記4.の期間の開始日)の直前の基準日(この場合は令和●年9月30日時点)の未使用残高

1号ロ 直前の基準日の翌日から公告日までの発行額  
※既に廃止して払戻すことが決まっているので、通常は発行額ゼロになる(この場合はR●.10.1~R●.12.14の発行額)

2号イ、ロ 直前の基準日の翌日から公告日までの回収額  
※イには金額表示について、ロには物品・数量表示について記載する

払戻基準日の未使用残高 (払戻対象額)

1号イ 払戻終了日の直前の基準日の未使用残高

1号ロ 直前の基準日の翌日から払戻終了日までの発行額

2号イ、ロ 直前の基準日翌日から払戻終了日までの回収額(本件払戻により除斥された額(第2面7.の額)を含む)  
※イには金額表示について、ロには物品・数量表示について記載

払戻終了日の未使用残高

払戻申出期間(公衆に対して周知した払戻期間)

# 払戻完了報告書(第2面)

(第2面)

6. 申出をした前払式支払手段の保有者の保有する前払式支払手段の払戻基準日における未使用残高の総額	7,000,000円
7. 払戻しの手続において、保有者に払い戻した額の総額	7,000,000円
8. 払戻しの手続から除斥された者に係る前払式支払手段(当該払戻しの手続に係るものに限る。)の当該払戻基準日における未使用残高の総額	5,000,000円

・申出期間中に申出のあった総額(販売額ではなく、**支払可能金額**)を記載

・基本的には「6. 申出をした前払式支払手段の保有者の保有する前払式支払手段の未使用残高の総額」と同額であり、**下回る場合は、返金処理が未了となっていることから、速やかに「払戻し未了届出書」を提出する**  
 ※ 払戻し手続きにおいて負担した費用等の金額は加えないこと

**12,000,000円**  
 (2. の「払戻すプリカの払戻基準日未使用残高」: 払戻対象額)  
 - 7,000,000円  
 (7. の「保有者に払い戻した額の総額」)  
 = 5,000,000円  
 ( 8. 払戻しの手続により除斥※された額 )

- (記載上の注意)
1. 第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。
  2. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
  3. 「払戻しが完了した前払式支払手段の名称」が二以上ある場合は、前払式支払手段ごとに、1. ~ 8. の表を作成すること。
  4. 「第41条第1項各号に掲げる合計額等」及び「第40条第2項各号に掲げる合計額等」のうち「第2号イ」及び「第2号ロ」の額の算定については、「払戻しの手続から除斥された者に係る前払式支払手段(当該払戻しの手続に係るものに限る。)の当該払戻基準日における未使用残高の総額」も含むことに留意すること。
  5. 「第40条第2項各号に掲げる合計額等」は、令第9条第2項の規定により発行保証金の取戻しを行う場合に記載すること。
  6. 「未使用残高」とは、代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。

※ 払戻期間内に申出のなかった前払式支払手段の保有者は、**申出期間が終了した時点で除斥され、資金決済法上の残高はないものとみなされる。**  
 ただし、あくまで資金決済法上の取扱いであり、**私法上の債権債務関係を消滅させるものではない**点に留意が必要。

# 発行保証金取戻承認申請書

様式第1（第1条第1項）

（日本工業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

申請者※登録番号 財務（支）局長 第 号

（郵便番号 - ）

住 所

電話番号（ ） -

商号又は名称

氏 名

印

（法人等にあつては、代表者の役職氏名）

## 発行保証金取戻承認申請書

下記のとおり、資金決済に関する法律施行令第9条第1項又は第2項の規定により発行保証金の取戻しの承認を申請します。

### 1. 取戻しの事由



### 2. 取戻しをしようとする供託物の内容（供託所名 ●●法務局●●支店）

（記載例）

#### イ. 金銭の場合

供託番号	供託年月日	供託者名	供託金額	取戻申請金額
令和●年度 金第●●号	※法務局の 受理完了日	株式会社●● 代表取締役●●	円	円

※供託書の記載と  
同様の記載とする

#### ロ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

#### ハ. 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価率	評価額
		円	%	円

### 3. その他参考となる事項

（記載上の注意）

- 第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。
- 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

**払戻期間中の発行保証金の取戻しはできない  
（令第9条第3項）**

（記載例）

- ・直前の基準日未使用残高が1千万円以下となったため
- ・要供託額が発行保証金の額を下回るため
- ・払戻し手続が終了したため

供託書の内容と一致

（留意点）

- ・発行保証金取戻承認書をもって払い戻しを請求することができる期限は、次の基準日までの期間
- ・取戻承認申請書提出後、取戻承認書交付までは、補正期間を除く20日以内

# 4. 電子申請・届出システムについて(その1)

## ①システムのログイン画面

金融庁 電子申請・届出システムへようこそ

金融庁  
Financial Services Agency

gBizIDでサインイン

※推奨ブラウザ  
Google Chrome 最新版  
Microsoft Edge 最新版  
Mozilla Firefox 最新版

gBizID未持有の方はgBizIDサイトから作成して下さい

ログイン / Login

アカウントID / Account ID (メールアドレス / E-mail)

パスワード / Password

ログイン / Login

パスワードを忘れた方はこちら / Forgot password?

アカウントを持っていない方はこちら / Don't have an account? Sign up.

※前払式支払手段  
発行者の半数以上  
がシステムを利用し  
て申請・届出を行っ  
ています。利用者は、  
年々増えています。  
～電子化へのご協力  
をお願いします～

(参考)  
オンラインでの行政手  
続について:金融庁  
([fsa.go.jp](https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/online.html))  
<https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/online.html>  
gBizIDの申請はデジ  
タル庁にご確認くだ  
さい。  
【GビズIDウェブサイト】  
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

## ②申請・届出時の入力画面

金融庁  
Financial Services Agency

【申請者情報】

申請者氏名

利用種別

【連絡先】

郵便番号

市区町村

住所(漢字)

住所(カナ)

電話番号

メールアドレス

\*手続名

\*提出先

【手数料等手続き費用】

費用

手数料等手続き費用の振込先

【連名】

【代理人】

【コメント欄】

ファイルの添付

③手続選択、提出先選択

④申請書等の添付

## 4. 電子申請・届出システムについて(その2)

### ③ 手続選択・提出先選択の画面

#### 【手続選択の画面】

分類での絞り込み例

選択	根拠法令 (大分類)	根拠法令 (中分類)	根拠法令 (小分類)	手続名
<input type="radio"/>	銀行法	法第16条の2	第5項	銀行がその子会社となった子会社対外会社以外の外国の会社を、1年を限り引き継ぎ子会社とすることの承認
<input checked="" type="radio"/>	銀行法	法第16条の2	第7項	子会社対外銀行等を子会社とすることの認可
<input type="radio"/>	銀行法	法第16条の2	第8項	子会社対外銀行等を1年を超えて子会社とすることの認可
<input type="radio"/>	銀行法	法第16条の2	第10項	基準総決権数を超える総決権を保有している子会社対外会社が銀行法第16条の2第1項第12号の3に掲げる会社となったことを知った場合に1年を超えて保有することについての認可
<input type="radio"/>	銀行法	法第16条の2	第9項	子会社としている会社の業種等の変更等の認可

#### 【提出先選択の画面】

フリーワードでの絞り込み例

選択	名前	大分類	中分類	小分類
<input type="radio"/>	金融庁監督局銀行第一課 (銀行第一課)	金融庁監督局	銀行第一課	銀行第一課
<input type="radio"/>	金融庁監督局銀行第二課 (協同組合金融室)	金融庁監督局	銀行第二課	協同組合金融室
<input type="radio"/>	金融庁監督局銀行第二課 (銀行第二課)	金融庁監督局	銀行第二課	銀行第二課
<input type="radio"/>	金融庁監督局銀行第二課 (地域金融企業室)	金融庁監督局	銀行第二課	地域金融企業室

#### 【システム利用のメリット】

- ・受付されたことがシステム上で分かる
- ・完了通知を受け取ることができる
- ・修正があった場合に、差戻・申請(届出)を何度でも簡単に行うことができる
- ・修正にかかる時間(事務量)が減る
- ・誤送付防止につながる

### ④ 申請書・届出書等の添付画面

アップロードするファイルの選択

名前 | 更新日時 | 種類

work	2021/09/22 22:37	ファイル フォルダー
X X X 申請書.xlsx	2021/09/22 22:38	Microsoft Excel ワークシート
X X X 別添資料 1.docx	2021/09/22 22:38	Microsoft Word 文書
X X X 別添資料 2.pptx	2021/09/22 22:38	Microsoft PowerPoint プレゼンテーション

ファイル名(N): "X X X 別添資料 2.pptx" "X X X 申請書.xlsx" "X X X 別添資料 1.docx"

金融庁電子申請・届出システム基本操作イメージ(金融庁HP)より抜粋

[https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/Kihonsousa\\_Image.pdf](https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/Kihonsousa_Image.pdf)

## 【参考】

### おつりを出す場合など、任意の払戻しを行う場合の留意事項

- 払戻金額が少額である場合など、プリカの発行業務の健全な運営に支障がない場合として、一定の場合は例外的に払戻しが認められている。（府令第42条）

○ 基準日を含む基準期間における払戻金額の総額が、①又は②の範囲内

- ① 当該基準日の直前の基準期間において発行した前払式支払手段の発行額の20%を超えない場合
- ② 当該基準期間の直前の基準日における基準日未使用残高の5%を超えない場合

○ 保有者が前払式支払手段を利用することが困難な地域へ転居する場合、保有者である非居住者が日本国から出国する場合その他の保有者のやむを得ない事情により前払式支払手段の利用が著しく困難となった場合

○ 法第20条第5項に基づく払戻し(釣銭の支払いを含む)を行う場合は、次の措置を講じる必要（GLⅡ-3-4-1②）

- ① 払戻金額の総額が法令に定める額を超える場合には期中であっても払戻しができなくなることを踏まえ、法令に定める上限を超えて払戻しが行われることを防止する態勢を整備する必要
  - ※ 例えば、必要に応じて期中にあっても払戻実績を把握することなど
- ② 利用者からの払戻請求に応じている場合は、利用者に対し払戻手続きについて、適切に説明を行う必要
  - ※ 例えば、利用者が、「常に払戻しが可能である」と誤認するおそれがある説明を行っていないかなど

## 5. FAQ

Q. 適用除外となる有効期限の考え方とは

A. 有効期限が発行の日から6月内のプリカは資金決済法の適用除外となっています。発行の日とは、「財産的価値が証票等に記載又は記録された日」又は「利用者に対し証票等が交付または付与された日」のどちらか遅い日をいいます。

加算型プリカの場合、たとえば、有効期限を、「入金日から6月内」とし、それぞれの入金日ごとに有効期限が到来するケースは適用除外に該当しますが、「**最終入金日から6月内**」とし、アカウント内残金全額の有効期限が延長するケース、有効期限を「**最終利用日から6月内**」としているケースは、発行の日から起算すると実質的に6カ月以上使用できることになるため、適用除外には該当しません。

Q. **プレミアム（割増分）の考え方**とは

A. プレミアム（割増分）は、基本的に発行額、回収額、未使用残高に計上し、法20条第1項に基づく払戻しにおいても払戻しの対象となります。（金融庁 パブリックコメントより）

一方で、下記の2点を満たす場合には、プリカの無償発行分という整理が可能です。

- ① 利用者が、表示事項やデザインから、「対価を得て発行されたもの」と「無償で発行されたもの」を明確に区別できること
- ② 発行者が、帳簿書類上の発行額、回収額、未使用残高について、「対価を得て発行したもの」と「無償で発行したもの」を区分して管理していること

例えば、販売価格1000円、利用可能額1050円のプリカについて、対価を得て発行された1000円と、無償で発行された50円を利用者が明確に区別でき、かつ、発行者も区分して管理している場合は、50円を発行額、回収額、未使用残高に計上しないことができます。

なお、この考え方は、紙型でも同様です。